

別添

## 業務内容

### 1 業務名

国民健康保険医療に係るレセプト点検業務

### 2 趣旨

国民健康保険に係る医療費適正化を図るため、国保連合会が運用している「国保総合システム」で管理されているレセプトの内容点検及び縦覧点検等を実施する。

### 3 委託期間 令和3年4月1日から2年間（契約は1年毎に締結）

### 4 履行場所

香川県高松市福岡町二丁目3番2号

香川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）

2階審査管理課（国保総合システム導入PC5台貸与）

### 5 業務時間等

#### (1) 業務実施時間

国保連合会開館日の9時から17時まで

点検日数は、月12日程度とする。

#### (2) 業務を要しない日

①日曜日及び土曜日

②国民の祝日に関する法律第2条に定める日

③年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 上記業務時間等については、委託者と協議の上、変更することができる。

### 6 点検対象

(1) 医科・歯科・調剤レセプト（香川県下国保保険者内訳≪8市・9町・2組合≫）

参考 令和元年度 医科 2,045,983件（1月約170,000件）

歯科 455,339件（1月約38,000件）

調剤 1,221,332件（1月約102,000件）

(2) 国保連合会が当年3月から翌年2月までに一次審査した12か月分を1年間の点検対象とする。

### 7 業務内容

次のアからキにおける点検業務を通して、疑義のあるものを発見し、再審査

申出の登録をする。

ア 単月点検

単月分レセプトについて、国保総合システムを使用し、内容点検を行い、疑義のあるものに再審査申出理由を登録する。

イ 縦覧点検

国保総合システムで点検対象診療月の範囲を指定し、被保険者番号から複数の対象レセプトを抽出及び点検し、疑義があるものに再審査申出理由を登録する。

ウ 横覧点検

国保総合システムを使用し、当月分レセプトについて被保険者番号から複数の対象レセプトを抽出及び点検し、疑義のあるものに再審査申出理由を登録する。

エ 医科・歯科と調剤の突合点検

国保総合システムを使用し、当月分レセプトについて被保険者番号から複数の対象レセプト（医科・歯科・調剤）を抽出及び突合点検し、疑義のあるものに再審査申出理由を登録する。

オ 医療と介護の突合点検

国保連合会から提供する、医療と介護の給付調整に基づく「医療給付情報突合リスト（国民健康保険分）」突合区分03についての再審査申出理由を登録する。

カ 再審査の申出

国保連合会から提供する「医科点検結果一覧リスト」を確認の上、再審査申出理由を登録する。

キ その他

その他必要に応じた点検を行う。

## 8 実施体制

- (1) 受託者は、本業務が円滑に遂行する能力のある業務従事者を必要数確保すること。
- (2) 受託者は、本業務の繁忙等により、業務従事者の人数が足りないと判断される場合は、受託者の判断により増員、配置換え等を行い、業務遅延、質の低下を招かないようにすること。
- (3) 受託者は、業務従事者の中から本業務の責任者1名を定めて配置し、責任者は、受託企業の正社員とすること。
- (4) 受託者は、業務を的確かつ迅速に履行することはもとより、風紀・業務規律を乱すことのない者を選任すること。
- (5) 業務従事者は、医療保険制度やレセプト等の知識を有する者、又はレセプト点検の実務経験者であり、点検業務と併行してレセプト作成事務に従事していない者であること。

- (6) 点検業務に要する諸費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- (7) 点検対象とするレセプトデータを外部に持ち出さないこと。また、点検業務等の実施により知り得た情報が他に漏れることのないよう十分な管理体制を取ること。
- (8) 受託者は、業務従事者へ研修等の機会を積極的に提供し、知識、能力等の向上に努めること。
- (9) 受託者は、業務従事者が負傷、疾病その他の理由により、業務遂行に支障がある場合は、替わりの業務従事者を確保し、業務に従事させること。

## 9 業務報告

- (1) 受託者は、再審査等の多い医療機関等を把握し分析を行うとともに、3 か月に1 回以上の分析結果及び実績状況（再審査申出件数・査定件数・査定金額等効果額）等保険者毎に集計し、書面により報告すること。
- (2) 受託者は、国保連合会が必要と認めた業務に関する報告の求めに対し、誠実に対応すること。

## 10 事故発生時の報告

受託者は、業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、事故発生原因の責任の有無に関わらず、直ちに国保連合会に報告すること。

### 1.1 業務の引継

契約により受託者が交代する場合は、新たな受託者に対し、業務開始以前までに、国保連合会が定める手続きに従い、誠実に引継がなければならない。

### 1.2 セキュリティ対策

本業務で取扱う情報は個人情報であるため、その情報の取扱いには十分留意すること。

### 1.3 その他

- (1) 履行場所内に「自動点検システム」を搭載した端末を1 台設置することを可能とする。ただし、契約期間中は、ワイヤーを付け机等に固定すること。  
また、契約期間終了時には、国保連合会担当者立会いのもと、端末内の点検用データを消去し、内蔵ハードディスクを物理的に破壊すること。
- (2) 国保連合会の許可なく、業務に必要なでないものを履行場所に持ち込まないこと。
- (3) 画像レセプトの紙への復元は原則禁止とする。
- (4) 操作端末の取り扱いは、慎重かつ丁寧に行い、破損、削除、滅失等のないよう、細心の注意をもって行うこと。
- (5) 各保険者に提出する点検業務完了報告書（点検実施件数及び再審査申出件数等）

を毎月作成すること。

- (6) 契約後、本契約書に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議の上、誠意を持って解決に努めるものとする。